

第12回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成21年1月23日(金)

10:00~12:00

議事堂 601特別委員会室

1 条例改正案について

2 条例の運用についての申入書案について

3 その他

添付資料

資料1 三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表(案)

資料2 三重県リサイクル製品利用推進条例の運用についての申入書案(座長案)

資料3 議員提出条例に係る検証検討会 今後の予定(案)

三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (案)
 ○ 三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成十三年三重県条例第四十六号)

(傍線部は改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) 第二条第四項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品 (以下「再生資源等」という。) を利用することにより、生産又は加工 (以下「生産等」という。) をされる製品をいう。ただし、次に掲げるものを利用することにより、生産等をされるものを除く。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第三十七号) 第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物又は同条第五項に規定する特別管理産業廃棄物</p> <p>二 規則で定める方法により測定されたその空間放射線量率の値が〇・一四マイクログレイ毎時を超えるもの</p> <p>(三重県リサイクル製品認定委員)</p> <p>第七条 知事は、前条第一項の認定 (以下「製品認定」という。) に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちか</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) 第二条第四項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品 (規則で定めるものを除く。以下「再生資源等」という。) を利用することにより、生産又は加工 (以下「生産等」という。) をされる製品をいう。</p> <p>(三重県リサイクル製品認定委員)</p> <p>第七条 知事は、前条第一項の認定 (以下「製品認定」という。) に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちか</p> |

ら三重県リサイクル製品認定委員（以下この条において「認定委員」という。）を任命し、その意見を聴くものとする。

2| 知事は、第九条第一項の認定、第十条第二項の取消し、第十二条第二項の通知又は第十三条の是正若しくは改善の勧告に当たつて必要があると認めるときは、認定委員の意見を聴くことができる。

3| (略)

4| 前三項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。

(県の調達 等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

ら三重県リサイクル製品認定委員（次項及び第三項において「認定委員」という。）を任命し、その意見を聴くものとする。

(新設)

2| (略)

3| 前二項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。

(県の調達義務等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

三重県リサイクル製品利用推進条例 の 運 用 に つ い て

申入書案(座長案)

三 重 県 議 会

平成21年 月 日

三重県議会では、昨年6月、これまでに制定された議員提出条例について、制定当時からの県民の意識や社会情勢の変化等を勘案し、また議決の意思どおりに運用されているか等について、県民の視点に立って検証を行うため、三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）第14条第1項の規定に基づいて、議員提出条例に係る検証検討会を設置した。本検討会においては、県民の暮らしに深く関係するものであること及び県民の関心も高いことから、最初に三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号）を検証することとし、これまで 回にわたって当条例の改正及び運用の在り方について検討を行ってきたところである。

当条例は、平成13年3月の制定以降、7年間運用されてきたところであるが、その間に2回の改正がなされた。1回目は、平成17年3月、リサイクル製品の利用を推進するに当たって県が主導的な役割を果たし、市町村等と協働していくため、議員提出によって改正された。2回目は、平成18年3月、いわゆるフェロシルト問題（平成17年6月以降、県の認定リサイクル製品であるフェロシルトが六価クロム等の汚染原因であること、及び生産者の石原産業(株)が虚偽の申請を行って不正に認定を受けていたことが判明した。）を契機としてリサイクル製品の認定手続における不正行為を防止するとともに、リサイクル製品の品質及び安全性を確保するため、知事提出によって改正され、現在に至っているものである。

当条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき認定されたリサイクル製品は115品目（平成20年12月現在）であり、認定リサイクル製品の販売額は約63億3,400万円（平成19年度）となっている。また、第15条の規定に基づいて本県が購入した認定リサイクル製品は81品目、10億8,941万円（平成19年度）という実績を上げているところである。これらの実績を背景に、本県における一般又は産業廃棄物の再生利用率等は増加しており、リサイクル産業の育成及び環境への負荷が少ない循環型社会の構築に、当条例に基づく取組が一定寄与していると認められるところである。

循環型社会の構築のためには、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、適正な再使用（リユース）、回収されたものを原材料として適正に利用する再利用（リサイクル）という取組が必要である。本県は、その一つであるリサイクルの推進について、他の都道府県に先行して当条例を制定し、リサイクル製品の認定制度の運用を含めリサイク

ル製品の利用を図ってきたところであるが、今後さらに、県民や民間企業等による幅広い利用を促していく必要がある。

そのため、立入検査又は収去検査の厳格かつ適正な実施などにより品質及び安全性を確保しつつ、再生資源等の利用に関する研究開発の支援、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発など当条例に基づく県による取組を一層積極的に推進されるとともに、当条例の運用について、特に以下の7点について、迅速かつ的確に対応されるよう申し入れる。

記

- 1 認定リサイクル製品が、県内で発生する再生資源等を一定割合以上含むという基準を設けることにより、県内で発生する再生資源等がより多く利用されることとなるよう図るべきである。
(第6条関係)

当条例の目的は、県内のリサイクル製品の利用の推進によるリサイクル産業の育成及び循環型社会の構築への寄与である。

現在、県は、製品認定の申請段階でできる限り高率で県内で発生する再生資源等が含まれるよう指導を行っているが、認定製品の一部については再生資源等のうち県外のもものがほとんどであったり、同じ製品であっても、認定生産者によってあるいは生産時期によって混入割合にばらつきがあったりしている。

これには、そもそも再生資源等の種類によっては県内で発生する量が少ない、あるいは県内で発生しないものがある、認定生産者の事業活動等によって県外で発生する再生資源等が混入する場合がある等もその背景として考えられるが、県内で発生する再生資源等を一定割合以上含むという基準がないことも一因である。

この基準を認定の要件とすると、認定製品が少なくなったり、混入割合が低率に揃ってしまったりする懸念があるが、当条例の目的を踏まえて、認定リサイクル製品の品目によっては混入割合の努力目標値を基準として定めることにより、県内で発生する再生資源等がより多く利用されるよう促すべきである。

- 2 農業資材（肥料又は堆肥等）のリサイクル製品については、品質及び安全性の確保を最優先とした上で、条例の趣旨にかんがみて、その認定の拡大が図られるよう、専門家の意見を聴取しつつ認定基準の在り方を検討すべきである。
(第6条関係)

現在認定されているリサイクル製品は、建設資材 93 品目、物品等その他 19 品目、農業資材 3 品目(平成 20 年 12 月現在)となっており、特に農業資材において少ない。

この農業資材の認定の品目数が少ない一因として、県内で発生す

る再生資源等を利用した農業資材のリサイクル製品としては肥料又は堆肥等があるが、これらを認定するに当たっては、その認定基準として、現在、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成三年環境庁告示第四十六号）」の別表に定める項目及び環境上の条件が適用されていることが考えられる。これは、一般的な肥料に適用される肥料取締法（昭和二十五年法律百二十七号）に基づく基準よりも厳しいと言われるものである。こうした厳しい認定基準を満たすには品質管理も負担になるため、認定を取り下げた製品もあることから、リサイクル製品の品質及び安全性の確保を最優先とした上で、条例の趣旨にかんがみて、農業資材についてもリサイクル製品の認定の拡大が図られるよう、学識者等専門家の意見を聴取しつつ認定基準の在り方を検討すべきである。

3 溶出試験に関しては、製品の品質及び安全性を十分に確保した上で、リサイクル産業を担う認定生産者等の負担の軽減について検討すべきである。（第6条関係）

県は、用途が、土壌と接し、又は混合して使用されるもので、埋戻し材、土壌改良材、肥料又は堆肥、緑化基盤材、コンクリート二次製品その他これらに類するものである認定リサイクル製品については、「土壌の汚染に係る環境基準について」に定められた基準である、重金属類6項目が環境上の条件に適合しているかについての検査（いわゆる溶出試験）を、基本的に3ヶ月に一度の頻度で行うこととしている。また、認定生産者からの報告と県による立入検査の両面からも確認を行うことにより、品質及び安全性をより確実に確保しているところである。

これらは、いわゆるフェロシルト問題に対応して、平成18年に条例改正等を行って厳格化が図られたものである。しかし、溶出試験については検査頻度が基本的に3ヶ月に一度と他の道府県と比較すると頻繁であり、その費用や手間が認定生産者の大きな負担となっている。

品質及び安全性の確保は最優先の課題ではあるが、リサイクルの推進も重要な課題である。このため、溶出試験について、製品の品質及び安全性を十分に確保した上で、認定生産者等の負担が軽減で

きるかどうかを学識者等専門家の意見を聴取し、検討すべきである。

- 4 三重県リサイクル製品認定委員については、条例の規定に則し「流通」等に係る学識経験を有する者を同委員に加え、県としても認定リサイクル製品の流通の拡大を図られるよう取り組むべきである。**（第7条関係）

現在、有機、無機、分析、土木建築等の分野の学識経験を有する者7名が三重県リサイクル製品認定委員に任命され、再生資源等の適切な利用や品質及び安全性の観点から認定に当たって意見を述べているが、条例に規定はあるものの、流通の分野の学識経験を有する者が認定委員に加えられていない。

認定されたりサイクル製品がどのように生産、流通、販売等されて最終的に利用されることとなるのかなど、生産から消費までの流通全体を見渡せる知見を有した学識者等専門家の意見を聴取することは、認定リサイクル製品の流通拡大を図る上で重要である。

このため、リサイクル製品認定委員については、条例の規定に則し「流通」等に係る学識経験を有する者を加え、認定リサイクル製品の品質及び安全性が確保されるとともに県としても流通拡大を図られるよう取り組むべきである。

- 5 製品の品目ごとに、認定申請に伴う手続や品質及び安全性の基準等の情報を誰もが容易に入手できるよう環境整備を図るべきである。**（第8条関係）

現在、県は、リサイクル製品の認定申請の事前相談を受け、制度の概要や申請から認定取得までの手続を説明するなどして、円滑な申請が行われるよう図っている。

しかしながら、新規に認定される製品数は、平成17年度9件、平成18年度23件、平成19年度13件、平成20年度7件（平成20年12月現在）と必ずしも着実に増加しているといえる状況ではなく、新規申請の増加を図るためには、事前相談の前の段階から認定申請の

ための必要な情報が入手しやすい環境の整備を図ることが必要である。

このため、現在行っている事前相談と並行してパンフレットやホームページ等を積極的に活用し、事前相談をしなくても製品の品目ごとに認定申請の手続や品質及び安全性に係る基準等の情報を容易に入手できるような環境の整備を図るべきである。

6 認定リサイクル製品の優先的な購入又は使用について、連携を密にして取り組むべきである。 (第15条関係)

当条例において、リサイクル製品の利用の推進のため、県が認定したリサイクル製品を優先的に使用又は購入することは、重要な施策の一つである。

その施策の推進のため、認定リサイクル製品については、みえ・グリーン購入基本方針に基づく環境物品等の調達方針にも盛り込まれ、公共事業においても設計書への使用検討チェックリストの添付や特記仕様書への明記などが図られている。その取組の成果として、平成18年度は12億4,439万円、平成19年度は10億8,941万円と一定の購入実績を上げたと理解している。

しかし、本検討会での検証過程で、委員から特記仕様書への明記の漏れや公共工事等において優先購入されていなかった等の事例が指摘されるなど当条例の所管部局である環境森林部とそれ以外の部局との連絡や情報共有が不十分であることが明らかとなった。

このため、当条例に対する認識を全庁的に高めるとともに、認定リサイクル製品の優先的な購入又は使用について当条例の所管部局は関係部局との連携を密にして取り組むべきである。

7 認定リサイクル製品に関する情報提供を充実させるべきである。 (第18条関係)

条例第18条の規定に基づき、県は、特にリサイクル製品認定制度について、ホームページによる広報、積算基準改定説明会、市町廃棄物担当課長会議等における市町への情報提供、建設技術

フェア等における事業者への情報提供などを行っている。その結果、29 市町 148 部課を対象としたアンケートにおいて、リサイクル製品認定制度を「知っている」と回答したものが 95%という高率であった。

しかし、同アンケートにおいて、「(リサイクル製品の使用)実績無し」と回答したものが 57%にものぼるなど、リサイクル製品認定制度は認知されていても、使用されていないという現状が窺えた。この理由として、(リサイクル製品の)価格が通常製品より高い(44%)に次いで、リサイクル製品の情報が無い(20%)が挙げられている。

このことから、認定リサイクル製品自体の情報やそれを得る手段や方法が乏しく、使用に繋がっていないと分析される。

従って、市町をはじめ消費者に対し、認定リサイクル製品に関する情報提供について、その方法を充実させることにより、認定リサイクル製品の使用の拡大を促すべきである。

なお、その際、例えば間伐材を原材料とするリサイクル製品など、その利用推進が特に本県の環境保全に資するものについての広報は、その視点からの啓発も含め、積極的に行うべきである。

現在検討中なので、ここ
はイメージです。

< 当条例についての検討経緯 >

| | | |
|------|---|-------|
| 第1回 | 正副座長選出、検討の進め方について合意 | 6/30 |
| 第2回 | 検討1本目の条例を座長から発表 条例の運用状況について執行部説明聴取 | 8/1 |
| 第3回 | 条例の運用状況について執行部説明聴取 | 8/12 |
| 第4回 | 参考人招致(1回目) リサイクル製品認定委員よりリサイクル製品認定制度等について意見聴取 | 9/2 |
| 第5回 | 参考人招致(2回目) 環境、循環型社会形成、リサイクル等に関する分野の学識者等から意見聴取 他の都道府県の取組状況調査 | 9/17 |
| 第6回 | 執行部説明並びに課題の提起及びそれを基に意見交換 | 9/30 |
| 第7回 | 各課題の論点について討議 | 10/14 |
| 第8回 | 各課題の論点について討議 | 10/31 |
| 第9回 | 各課題の論点について討議 | 11/7 |
| 第10回 | 討議結果に関して執行部から現状等聴取 | 11/26 |
| 第11回 | 討議結果に関して執行部から現状等聴取 ・条例の改正及び運用について申入れの内容に関して合意 | 12/19 |

議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿

| 会 派 名 | 委 員 名 |
|------------|---|
| 新政みえ | <p>杉 本 熊 野</p> <p>北 川 裕 之</p> <p>日 沖 正 信</p> <p>西 塚 宗 郎</p> |
| 自民・無所属議員団 | <p>服 部 富 男</p> <p>竹 上 真 人</p> <p>野 田 勇 喜 雄</p> |
| 県政みらい | <p>森 本 繁 史</p> <p>中 嶋 年 規</p> |
| 日本共産党三重県議団 | <p>萩 原 量 吉</p> |
| 公明党 | <p>今 井 智 広</p> |

座長、副座長

1月23日時点見通し

議員提出条例に係る検証検討会 今後の予定（案）

